

# 紹介状なしで当院を受診される方は 追加の自己負担が必要です。

(必ず紹介状をお持ちください)



受診区分		令和4年9月まで	令和4年10月から
初診の患者さんが 紹介状なしに受診する場合	医科	5,000円	7,000円
	歯科	3,000円	5,000円
担当医から他の医療機関を紹介された後、 紹介状なしに再診する場合	医科	2,500円	3,000円
	歯科	1,500円	1,900円

令和4年10月1日以降は、国の制度により紹介状なしで医療機関(200床以上の地域医療支援病院等)を受診される場合の定額負担額(初診・再診時の選定療養費)は、上記のとおりです。

**令和4年10月1日より下記の特別な場合を除き  
紹介状なしでの初診時には上記の患者負担が必要です！  
(当院ですでに診察を受けている診療科がある場合を含む)**

#### 【初診の場合】

- ①自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
  - ②医科と歯科との間で院内紹介された患者
  - ③特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
  - ④救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
  - ⑤外来受診から継続して入院した患者
  - ⑥地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を事実的に担っているような診療科を受診する患者
  - ⑦治験協力者である患者
  - ⑧災害により被害を受けた患者
  - ⑨労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
  - ⑩その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者
- ※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない。

#### 【再診の場合】

- ①救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
  - ②外来受診から継続して入院した患者
  - ③災害により被害を受けた患者
  - ④労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められない。